

●規程改正の概要

要旨	<p>1 地方独立行政法人化して、3ヶ月が経過し、当初作成した規程の一部に、実際の事務手続きと整合性を図る必要が生じたため、次の改正を行う。</p> <p>2 分べん介助料の額を改定し、新生児保育管理料の額を定める。</p> <p>3 法や県条例等の改正に伴い、勤務時間、休日及び休暇等に関する規程を改正する。</p>
内容	<p>1 事務決裁規程 第3条第1項の別表で定める専決者及び専決事項の区分について、次のとおり改正する。</p> <p>①収入の決定に関すること。(但し、中央病院) 百万円未満のものは、事務局次長の専決事項とする。</p> <p>②支出の決定に関すること。(但し、中央病院) 百万円未満のものは、事務局次長の専決事項とする。</p> <p>2 職員任用規程 第5条の別表2「試験職種及びその対象となる職並びに試験種目」について、「精神保健福祉士」を追加する。</p> <p>3 勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の改正 ①短期の介護休暇の新設(5日間 ※要介護者が複数居る場合は10日間) ②子の看護休暇の拡充(現行5日間。小学校までの子が複数いる場合には10日間に) ③早出遅出勤務の取得要件の緩和(配偶者が子の看護ができる場合にも取得可能に) ④時間外勤務の制限範囲の拡大等(3歳未満の子がある場合には、時間外勤務を免除。) ⑤休憩時間の短縮取得の要件緩和(配偶者が子の看護ができる場合にも取得可能に。)</p> <p>4 会計規程実施規程 第26条第1項の別表4で定める中央病院の物品出納員を以下のとおり改正する。 「事務局長」を「事務局次長」とする。</p> <p>5 使用料及び手数料規程 ①第2条第3項の別表1中、「2 分べん介助料」を次のとおり改正する。 1件 70,000円 → 1件 140,000円 備考:①時間外に係る場合は、20,000円を加算した額。 備考:②休日・深夜に係る場合は、35,000円を加算した額。 備考:③多胎分べんの場合にあっては、第2児以降1児につき、70,000円(時間外80,000円、休日・深夜87,500円)を加算した額</p> <p>②第2条第3項の別表1-②中、「新生児保育管理料」を次のとおり定める。 1日 7,000円</p> <p>6 契約事務取扱規程 第24条第1項の規定により、150万円未満の契約を締結する場合及びせり売りに付す場合、契約書の作成を省略できるが、契約の適正な履行を確保するため、「請書」を徴することとする。なお請書を徴す額は、「10万円以上」とし、運用通知によって定める。</p>
施行期日	<p>①平成22年7月1日から施行する。</p> <p>②3については、平成22年6月30日から施行する。</p> <p>③5については、平成22年8月1日から施行する。</p>

事務決裁規程新旧対照表（第3条関係：別表1）

別表1（第3条関係）		新		日	
事務の種類	事項	専決区分		専決区分	
		院長	事務局長	中央病院	事務局次長
【予算・経理に関すること】					
3 収入の決定に係るること。	1 本部に係るもので金額が一千万円以上ものもの 2 本部に係るもので金額が一千円未満のもの 3 病院に係るもので金額が一千万円以上ものもの 4 病院に係るもので金額が一千円未満のもの 5 中央病院に係るもので金額が一百万円未満のもの			1 本部に係るもので金額が一千万円以上のもの 2 本部に係るもので金額が一千円未満のもの 3 病院に係るもので金額が一千円未満のもの 4 病院に係るもので金額が一千円未満のもの ○	
5 支出の決定に係るること。	1 本部に係るもので金額が一千万円以上ものもの 2 本部に係るもので金額が一千円未満のもの 3 病院に係るもので金額が一千円未満のもの 4 病院に係るもので金額が一千円未満のもの 5 中央病院に係るもので金額が一百万円未満のもの			1 本部に係るもので金額が一千円未満のもの 2 本部に係るもので金額が一千円未満のもの 3 病院に係るもので金額が一千円未満のもの 4 病院に係るもので金額が一千円未満のもの ○	

職員任用規程新旧対照表（第5条関係：別表2）

新		旧			
試験職種及びその対象となる職ならびに試験種目					
試験職種及びその対象となる職ならびに試験種目					
試験の区分	試験職種	対象とする職	試験種目		
職員採用上級試験	～上記記述省略～	～上記記述省略～	教養試験 専門試験 (五肢選択)		
	保健師	主として保健指導に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する職務とすることを職務とする職	保健師 人物試験Ⅰ 人物試験Ⅱ 論文 身体検査 資格調査		
	精神保健福祉士	主として精神保健福祉に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職			

勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新「日対照表

新	1日
(休憩時間)	(休憩時間)
第7条 略	第7条 略
2 理事長は、前項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとときであって、次の各号に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、業務の運営に支障がないと認められるとときは、前項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。	2 理事長は、前項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとときであって、次の各号に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、業務の運営に支障がないと認められるとときは、前項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。
一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 _____	一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（その配偶者でその子の親であるものが、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当する者である職員を除く。第2号において同じ。）がその子を養育する場合
二 就業していない場合（就業日数が1月について3日以下の場合を含む。）	二 就業していない場合（就業日数が1月について3日以下の場合を含む。）
三 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態にない場合	三 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態にない場合
八 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定がなく、又は産後8週間を経過している場合	八 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定がなく、又は産後8週間を経過している場合
二・三 略	二・三 略
3～5 略	3～5 略

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第10条 略

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第10条 略

2 前項の規定は、職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当するものには適用しない。

二 就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと

三 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと

3 第1項の規定は、第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、その子を養育」とあるのは「第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4～9 略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条 略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条 略

2 理事長は、三歳に満たない子のある職員が第9項で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求において常態として当該子を保育することができるものとし

求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条に規定する勤務（災害その他のできることに基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、次項で定めるとところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第9条に規定する勤務

をさせてはならない。

4～8 略

9 第2項及び第3項の規定による請求（以下「時間外勤務制限の請求」という。）の手続きは、次の各号とおりとする。
一 請求は、理事長が定める時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間を明らかにして、理事長に対し、時間外勤務制限開始日の前日までにされなければならない。この場合において、第2項の規定による請求に係る期間と第3項の規定による請求に係る期間とが

て次の各号のいずれにも該当するものには適用しない。

- 二 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること
- 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと
- 三 8週間（多胎妊娠の場合については、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと

3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、次項で定めるとところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第9条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

4～8 略

9 第3項 の規定による請求（以下「時間外勤務制限の請求」という。）の手続きは、次の各号とおりとする。
一 請求は、理事長が定める時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間を明らかにして、理事長に対し、時間外勤務制限開始日の前日までにされなければならない。この場合において、第2項の規定による請求に係る期間と第3項の規定による請求に係る期間とが

重複しないようにしなければならない。

二～五 略

10 時間外勤務制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかつたものとみなす。

一～三 略

二～五 略

10 時間外勤務制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかつたものとみなす。

一～三 略

四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第10条第2項に定める者に該当することとなつたこと

11 時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務制限の請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。

一 略

二 当該請求に係る子が、第2項の規定による請求にあつては三歳に、第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始

期に達したこと

1 2～1 5 略

(特別休暇)

第18条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤

10 時間外勤務制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかつたものとみなす。

四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第10条第2項に定める者に該当することとなつたこと

1 2～1 5 略

(特別休暇)

第18条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤

勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇と、その種類及び期間は、下表に定めるとところによる。

特別休暇の種類	事由	期間
1~11 略		略
12 子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子又は疾病的予防を図るために必要なその子の世話をいふ。）のため、勤務しないことが相当であると認められるとき	1 期間は、1の年における期間とし、5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合については、10日）以内。 2・3 略
13・14 略		略

勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、下表に定めるとところによる。

特別休暇の種類	事由	期間	期間
1~11 略		略	略
12 子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子）にかかる期間は、1の年における期間とし、5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合については、10日）以内。	1 期間は、1の年における期間とし、5日（中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子）にかかる期間は、1の年における期間とし、5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合については、10日）以内。	1 期間は、1の年における期間とし、5日（中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子）にかかる期間は、1の年における期間とし、5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合については、10日）以内。
13・14 略		略	略

15 短期 の介護休 暇	第19条第1項に規定する 日常生活を営むのに支障 がある者（以下この項に おいて「要介護者」とい う。）の介護（通院等の 付添い、要介護者が介護 サービスの提供を受ける ために必要な手続きの代 行その他の要介護者の必 要な世話をを行うことをい う。）を行うため、勤務 しないことが相当である と認められるとき	<p>1 期間は一年にお ける期間とし、5日 (要介護者が二人以 上の場合にあって は、10日)以内</p> <p>2 1日又は1時間を単 位とする。ただし、 当該休暇の残日数の すべてを使用しよう とする場合において、 当該残日数に1時間 未満の端数があると きは、当該日数の すべてを使用するこ とができる。</p> <p>3 1時間を単位として 使用した短期の介護 休暇を日に換算する 場合には、第16条第 9項の規定を準用す る。</p>	

<u>16~19</u>	略	略	略
	略	略	略

会計規程実施規程新旧対照表（第26条関係：別表4）

新			旧		
(物品出納員)			(物品出納員)		
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
本部事務局	事務局次長	企画経理課長	本部事務局	事務局次長	企画経理課長
中央病院	事務局次長	企画経理課長	中央病院	事務局長	企画経理課長
北病院	事務局長	総務医事課長	北病院	事務局長	総務医事課長

使用料及び手数料規程新旧対照表（第2条関係：別表1）

別表1（第2条関係）					別表1（第2条関係）				
種別	単位	金額（税込み）	納期限	備考	種別	単位	金額（税込み）	納期限	備考
2分べん介助料	1件	140,000円	使用料及び手数料規程第3条第1項	①時間外に係る場合は、20,000円を加算した額。 ②休日・深夜に係る場合は、35,000円を加算した額。 ③多胎児分べんの場合にあっては、第2児以降1児につき、80,000円、休日・深夜87,500円）を加算した額。	2分べん介助料	1件	70,000円	使用料及び手数料規程第3条第1項	多胎児分べんの場合にあっては、第2児以降1児につき、20,000円を加算した額

使用料及び手数料規程新旧対照表（第2条関係：別表1-②）

新		旧	
別表1-② (第2条関係)			
区分	単位	料金(税込)又は算定方法	納期限
中央病院 新生児管理保育料	1日	7,000円 使用料及び手数料規程 第3条第1項	診療報酬上の保険点数に準じて算定
別表1-② (第2条関係)			
区分	単位	料金(税込)又は算定方法	納期限
中央病院 新生児管理保育料		一 使用料及び手数料規程 第3条第1項	使用料及び手数料規程第3条第1項

(略)

契約事務取扱規程新旧対照表（第24条関係）

新	旧
(契約書の省略)	(契約書の省略)
第24条 契約責任者は、前条の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。	第24条 契約責任者は、前条の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。
一 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約で、契約金額が150万円を超えない契約を締結しようとするとき	一 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約で、契約金額が150万円を超えない契約を締結しようとするとき
二 売り売りに付するとき	二 売り売りに付するとき
三 官公署と契約するとき	三 官公署と契約するとき
四 物品の受払の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき	四 物品の受払の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき
五 物品購入の場合において、供給者が直ちに物品を納入するとき	五 物品購入の場合において、供給者が直ちに物品を納入するとき
六 契約責任者が、契約書の作成の必要がないと認めたとき	六 契約責任者が、契約書の作成の必要がないと認めたとき
2 前項第一号及び第二号で、契約書の作成を省略する場合においては、前条の記載事項に準ずる事項を記載した譲書を徵さなければならぬ。	2 前項第一号及び第二号で、契約書の作成を省略する場合においては、前条の記載事項に準ずる事項を記載した譲書を徵さなければならぬ。

運用通知（案）

契約事務取扱規程第24条第2項については、10万円以上の契約をするときとする。